

## 2. 連合大阪 2008 春季生活闘争方針

### 2008 年連合大阪春季生活闘争方針(その 1)[第 2 回執行委員会 (07/12/12) 決定]

「2008 連合大阪春季生活闘争方針」の扱いについては、「方針の骨格は本部方針を基本とするが、大阪的な状況を勘案し、独自の行動、取り組みを行う」ことが、第 2 回三役会で確認されました。

それを受け、以下の通り提案いたしますので、ご確認ください(実践囲みは大阪的な取り組み、認識の部分。それ以外は本部方針)。

#### I. はじめに

主要企業の役員報酬は 2 桁増加する一方、労働者の賃金は、毎月勤労統計、民間給与実態統計いずれの調査でも下落している。さらに、低賃金層と見られる非正規労働者も増え続けている。一般労働者の超長時間労働の実態も依然として改善されていない。このように、益々二極化・格差の拡大が進んでいることなどを背景に、マクロで見た労働分配率も低下し続けている。

この情勢は近畿一円、大阪府においても変わることはない。むしろ失業率は、全国が 4.0%に対して、近畿 4.6%(平成 19 年 10 月)、大阪は 5.7%(同 19 年 7~9 月の平均)と回復傾向にはあるものの、依然高いまま推移をしている。また、有効求人倍率は、17 年 6 月に 1.00 倍を超えて以来上昇傾向にあり 19 年 10 月には 1.25 倍の数字を示している(但し、前月よりは 0.05 ポイント低下)。また、正社員の有効求人倍率は 0.69 倍と約半数、新規求人に占める正社員割合は 44.1%にとどまっておき、「正社員」への門戸は厳しい。それにともない、雇用形態間の所得格差は拡大する一方である。

こうした状況を受け、2008 春季生活闘争では、格差社会からの脱却のために、賃金の底上げと格差是正に結びつく賃金改善、非正規労働者の処遇改善や正社員化、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働時間の短縮、国際的に見て低すぎる割増率の引き上げ等に積極的に取り組む。また格差社会を是正するためには、取引の適正化や法定最低賃金を大幅に引き上げる取り組みも必要である。

さらに大阪的な賃金の底支えと格差是正、非典型労働者の労働条件決定への関与、法定最低賃金の水準論議にも深く寄与する「連合大阪リビングウェイジ」の策定も喫緊の課題である。

以上の取り組みを実現するために連合大阪は、すべての構成組織、地域組織、単組と力を結集し、総力を挙げて二極化・格差社会の是正をはかり、組合員はもとより府域全労働者の生活改善に結びつけていく。

## II. 2008 春季生活闘争の基本的な枠組み(「連合方針」基本)

### 1. 2008 春季生活闘争の役割と基本スタンス

- (1) 春季生活闘争の役割は、生活の維持・向上をめざし、社会的な分配のあり方に労働組合として積極的に関与し、内需拡大などマクロ経済への影響力を発揮することにある。  
足下の状況を踏まえ、マクロ的には労働側に実質 1%以上の配分の実現をめざす。そして、同時に経済成長に見あった配分の追求を通して、非正規労働者を含むすべての勤労者への適正な成果配分の実現をめざす。
- (2) 月例賃金を重視した賃金改善に積極的に取り組むこととする。とりわけ、未組織を含む全雇用労働者を視野に入れ、中小企業労働者の格差是正やパート労働者などの非正規社員や低所得層を重視し、全体の底上げをはかる。
- (3) 労働者全体の底上げをはかるためには、法定最低賃金を生活可能な水準に引き上げる必要がある。同時に、法定最低賃金の引き上げにつながる企業内最低賃金協定の締結・改定に向けた取り組みを強化する。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方と生活に関わる様々な歪みの是正をはかる必要がある。このため、長すぎる労働時間にも目を向け、総実労働時間の短縮と割増率の引き上げに取り組む。
- (5) 連合と産別の役割分担を踏まえ、中小共闘、パート共闘等の強化による相乗効果が発揮できる共闘体制を構築する。

### 2. すべての組合が取り組むべき課題(ミニマム運動課題)

- (1) 賃金カーブ維持分を確保したうえで賃金改善に取り組む。
- (2) パート労働者なども含めた全従業員を対象に、賃金をはじめとする処遇改善に取り組む。
- (3) 連合リビングウェイジの水準をふまえ企業内最賃協定を締結する。
- (4) 長すぎる労働時間を是正するため総実労働時間の短縮に取り組む。
- (5) 時間外・休日労働の割増率の引き上げに取り組む。

## III. 具体的な取り組み課題

### 1. 政策・制度の課題(連合と連携し、大阪的な取り組みを行う)

- (1) 格差是正のための法整備等
  - ①最低賃金の中期的な引き上げ推進
  - ②労働者保護の視点での派遣法改正
  - ③時間外労働の割増率の引き上げ(労働基準法改正)
- (2) 誰もが安心して暮らせるための社会的セーフティーネットの整備等
  - ①信頼ある社会保障制度(年金・医療・介護制度、雇用保障と社会保障制度との連携等)の確立
  - ②不公平税制の是正(所得再分配機能の強化)
  - ③公務員制度・公務労使関係の抜本改革と労働基本権の確立

## 2. 賃金改善、格差是正の取り組み

### (1) 賃金改善

- ①賃金カーブ維持分を確保したうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、積極的な「賃金改善」に取り組む。
- ②未組織を含む全労働者を視野に入れ全体の底上げをはかる。
- ③生活のベースとなる月例賃金の改善を最優先し、年間収入の維持・向上をめざす。

### (2) 中小・地場組合の賃金改善

賃金の底上げのためには、上げ幅だけではなく高さで測る実態賃金の水準を引き上げることが重要である。組合員の賃金水準の低下を防ぎ改善を目指す取り組みとして、到達すべき(しているべき)水準値を参考指標として設定する。

#### ①賃金水準改善のための水準値

##### (ア)到達すべき水準値(参考)

25歳	185,000円	(5,000)	
30歳	210,000円	(6,000)	( )内は1年1歳間差
35歳	240,000円	(5,000)	
40歳	265,000円		

※到達すべき水準値(参考)は、地方連合会が集約した地域ミニマム運動の個別賃金データ(年齢ポイント別に集計)および連合主要組合の賃金調査、厚生労働省の賃金構造基本統計調査(10人~99人規模・全産業・男女計・35歳勤続5年)の各指標の「平均値」を参考に設定したもの。

#### ②賃金引上げ要求目安

##### (ア)賃金カーブの算定が可能な組合

賃金カーブの確保・カーブ維持分の労使確認+2,500円以上(賃金改善分) ※1)

##### (イ)賃金カーブの算定が困難な組合

7,000円以上とする。

賃金カーブの確保相当分4,500円(目安) ※2)+2,500円以上(賃金改善分)

#### (※1) \*賃金改善分の考え方

中小の実態賃金(245,000円程度) × 1% ≒ 2,500円

“1%”は、2008春季生活闘争基本構想の「マクロ的には労働側に実質1%以上の配分の実現をめざす。」を踏襲した。

#### 《月例賃金の推計》

2006地域ミニマムより	中位数	239,100円	全国地方連合会が集約した300人未満、約121,000人分のデータ
	平均値	249,200円	
2007中小共闘集計より	加重平均	245,800円	3,600組合、327,500人分の推計

(※2)4,500円は、中小の「実態賃金カーブの確保相当分」の推計値。

ちなみに、2006年に調査した地域ミニマム年齢別賃金(全産業・男女計)中位数の18歳から45歳の1年1歳間の平均間差額は約4,581円である。

- ③「連合大阪中小共闘センター」を設置し、加盟組織を集約し共闘を強化する。
- ④モデル地域協(ワンストップサービス)を中心に地域において中小組合、未加盟組合、未組織労働者との連携を強化し、相談対応や交渉支援を行う。
- ⑤08年1月には、これ以下の賃金では働かない「地域ミニマム額」を連合大阪中小共闘センターや執行委員会等で確認、決定し、府域に広く周知活動を行う。
- ⑥周知、広報の手段として「中小組合ニュース」やHP等を活用するとともに、相談等への参加呼びかけも行う。

**参考** 2007 春季生活闘争 平均賃金方式 賃金改定集計(連合集計・大阪部分)

業種別	集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)					
			2007要求		2007回答		2006実績	
	組合数	人員	金額	率	金額	率	金額	率
製造業	299	102,283	8,121	2.81	6,312	2.12	5,798	1.95
商業流通	26	20,837	6,435	2.30	5,802	2.07	5,653	2.24
交通運輸	28	21,071	6,000	2.43	4,176	1.38	3,766	0.93
その他	51	39,048	7,562	2.47	5,648	1.66	6,173	1.99
計	404	183,239	7,717	2.67	5,867	1.93	5,551	1.94
共闘エントリー組合	集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)					
			2007要求		2007回答		2006実績	
	組合数	人員	金額	率	金額	率	金額	率
製造業	252	18,800	7,620	2.96	5,063	1.91	4,959	1.88
商業流通	11	1,579	5,956	2.24	3,761	1.49	3,928	1.57
交通運輸	20	1,477	5,660	2.58	2,174	0.96	2,168	0.85
その他	33	3,810	7,281	2.83	5,068	1.99	4,938	2.01

**大阪府調査**

07 春闘の結果として、大阪府調査では賃金改訂を要求した組合数が 937 組合(昨年 905 組合)で、妥結組合数は 757 組合(昨年 687 組合)となっており、妥結額は加重平均で 5,503 円(対前年比 115 円増、2.1%増)賃上げ率 1.85%(対前年比 0.05 ポイント増)となった。また企業規模別妥結状況は、

「300 人未満」が 4,957 円(対前年比 319 円、6.9%増)

「300~999 人」が 5,430 円(対前年比 235 円、4.5%増)

「1000 人以上」が 5,612 円(対前年比 45 円、0.8%増)となっている。

(3) パート労働者等の待遇改善

労働条件の明示など、法令遵守と「パートだから」という考え方に起因する差別的取り扱いを排除し、労使交渉によって均等待遇をめざす。

- ①パート労働者等の組織化や処遇改善・均等待遇の実現に向けた「連合大阪パート労働者アクションプラン中間報告」に基づく取り組みを強化、推進する。
- ②そのため、「パート・最賃委員会」との連携のもと、「連合大阪パート共闘会議」を今年も設置し、通年的な取り組みを行うなかで、パート労働者の均等待遇実現にむけての課題解決を推進する。
- ③08 春季生活闘争の課題については、「連合大阪パート共闘会議」のなかで議論・整理し、

「賃金改善額」や「処遇改善」の具体的な取り組みの目安を提示し、推進する。

- ④2月中旬を目処に改正パート労働法に関する学習会を開催するとともに、大阪労働局・大阪府等への「均等待遇実現」の要請行動に取り組む。
- ⑤労働相談ダイヤルの周知や地域における街頭宣伝等を通じて、均等待遇実現に向けた社会的アピール行動を展開する。

#### (4) 賃金水準の参考目標値

##### ①標準労働者の賃金水準

- 35歳勤続17年労働者  
所定内賃金 311,000円以上
- 30歳勤続12年労働者  
所定内賃金 268,000円以上
- 18歳初任給 162,000円以上

##### ②年齢別最低賃金

年齢別最低賃金については、年齢別の賃金の最低保障額を協定することにより、賃金の底支えと最低生計費を確保するため、産別ごとに水準を検討して取り組む。

#### (5) 男女間の労働条件格差の是正

- ①男女別の賃金分布を把握し、問題点の点検と改善へ向けた取り組みを進める。また、賃金実態の把握へ向けた取り組みを促進する。
  - 構成組織は、各単組における取り組みの支援と取り組み状況の把握を行う。
  - 単組は、賃金データに基づいて賃金プロット図を作成し、賃金分布に偏りがある場合は、その要因を分析し、改善に努める。
- ②賃金制度・人事評価制度の公正・透明な運用  
男女間の賃金分布に偏りがある場合、その要因として、賃金制度・人事評価制度が性に中立な基準となっているかを検証し、公正・透明な運用に向けた改善に取り組む。

### 3. 底上げをはかる最低賃金の引き上げ

すべての労働者が、最低限の生活ができる賃金水準を実現すべく、社会的な水準規制を行う。そのため賃金の底支えと格差是正、非典型労働者の労働条件決定への関与、法定最低賃金の水準論議にも深く寄与する「連合大阪リビングウェイジ」を、パート・最賃委員会、執行委員会等の論議を経て策定し、さまざまな場面で訴えを行う。

#### (1) 企業内最低賃金の取り組み

- ①パート労働者を含む全従業員対象の企業内最低賃金協定の締結を目指す。その場合の水準は「連合大阪リビングウェイジ」額を目標に行う。

## (2) 法定最低賃金の引き上げ

- ①生計費を重視し、最低限の生活が可能な最低賃金水準の実現に全力をあげる。具体的には、「連合大阪パート・最賃委員会」のもとに設置する最賃部会で検討する。
- ②最低賃金水準の引き上げのため、構成組織、地域組織を中心に団体署名を実施、集約し、大阪労働局に改定要請を行うとともに、大阪地方最低賃金審議会での審議に反映させる。さらに連合大阪の日などで広く府民に訴える。

## 4. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の改革

総実労働時間を短縮し、ワーク・ライフ・バランスの実現をはかるためには、社会的な運動をつくる必要がある。このため、中期時短方針にもとづく取り組みを進めるが、次の取り組みを積極的に推進する。

- (1) 所定労働時間の短縮(休日の増加、1日の労働時間の短縮等)とともに、有給休暇の取得促進と付与日数の増加をはかる。
- (2) 長時間労働の原因のひとつである時間外労働を削減するため、36協定の協定内容の再確認、周知を徹底する。また、36協定の締結にあたっては労働時間の延長時間の短縮に取り組む。
- (3) 割増率については、連合「中期時短方針」の目標(時間外50%、休日100%)の考え方を堅持した上で、2008春季生活闘争においてはその一歩として、具体的な前進をはかり社会的運動としていく観点から、各産別の参加によって共闘組織を立ち上げ、全体の合意によって運動を具体化し強力に取り組みを展開する。
- (4) ワーク・ライフ・バランス実現のため、労働組合自らが主体的に「働き方改革宣言」を発して自己改革と職場の改革を進める。

## 5. ワークルールの課題

法令や労働協約を守り、働く側の選択枝が保障され、公正な働き方が実現できる取り組みが必要である。

- (1) 連合、産別、地方連合会が連携してワークルールの確立に取り組む。正規労働者はもとより、パート・有期契約・派遣・請負(偽装請負の点検、雇用等の確保)等労働者のワークルールの遵守、心身の安全衛生対策の徹底など、法令と労働協約の遵守を徹底する。
- (2) 労働時間管理の徹底と不払い残業撲滅の取り組みを強化する。
- (3) 改正高年齢者雇用安定法への対応を徹底し、希望者全員が65歳までの就労が可能となる制度の実現をはかる。
- (4) 裁判員制度が2009年5月に施行される。裁判員に選ばれた場合は、原則として辞退は許されない。したがって、労働時間中に、裁判員候補者として地方裁判所の呼び出しを受けた場合、および裁判員として地方裁判所に出席する場合は、全従業員を対象に有給扱い(特別休暇)とする労働協約の締結を進める。

なお、従業員が地方裁判所に出席できるよう職場環境の整備について裁判所及び厚生労働省に要請する。

- (5) 改正男女雇用機会均等法への取り組みとして、間接差別の掘り起こしに向けた取り組み

を促進し、その状況把握を通じて、課題の整理と改善への取り組みを進める。

また、改正均等法で禁止された妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いについての点検を行い、協定の見直しを含め、解消に向けた取り組みを進める。

(6) ワークルールに関する諸課題について、学習会、集会等を開催するとともに連合と連携し要請行動などを実施する。

## 6. 取引関係の改善と公契約に関わる運動

(1) CSR をふまえ企業行動規範の作成と関連企業への説明、グループ労使会議、行政の認定制度（貨物輸送の安全性優良事業所制度等）の活用や、取引ガイドライン（7 業種に設定済み）の周知を徹底するなど、取引関係の改善を進める。

(2) 公契約に関わる運動（連合大阪リビングウェイジを上回る労働条件を義務付ける条例の制定など）を引き続き取り組みその前進をはかる。

(3) 取引関係の改善に関する諸課題について、学習会等を開催するとともに連合と連携し要請行動などを実施する。

## IV. 闘いの進め方

### 1. 要求書の提出と回答ゾーンの設定

(1) 要求書の提出

原則として08年2月末までとする。

(2) 回答引き出し日のゾーン設定

連合中央闘争委員会での協議をうけ設定する。

(3) 中小共闘センター、パート共闘会議

1月～2月にそれぞれ立ち上げ、方針を検討・確認・設定する。

### 2. 府民等世論への訴え等と結集力を高める取り組み

(1) 1月末～2月上旬に全地域(地区)で一斉街頭行動を実施し、地域での盛り上げを図る。

(2) さらに山場での結集と盛り上げを図るため、3月7日(金)に「08 春季生活闘争総決起集会」など連合大阪が総がかりで取り組むアピール行動を実施する。

(3) 4つの部門別連絡会については、情報交換と意思統一を図るため、会議・学習会、要請行動等に取り組む。

(4) 賃上げ・雇用等の交渉強化に向けて、事例・マニュアル等を掲載する「春季生活闘争データ集」をHP上に構築する。また、集中回答日には速報、情報の提供も行う。

(5) 「出かける事務局」を実施(1月～3月)し、構成組織との連携をより強化する。

(6) 2月に特別労働相談活動、3月には外国人相談等を行う。

### 3. その他

(1) 関西経営者協会等の経営者団体への要請行動を実施する。

以 上